

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第7号に規定されている
「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」

三重ごみ固形燃料発電所の当該計画に定める事項は以下の□～□の事項

一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

1. 排ガス

- (1) ばいじん濃度：0.003 g/m³ N 以下（乾きガス、O₂濃度 12%値）
- (2) 硫黄酸化物：1 ppm 以下、石炭混焼時 10 ppm 以下（乾きガス、O₂濃度 12%値）
- (3) 窒素酸化物：74 ppm 以下（乾きガス、O₂濃度 12%値）
- (4) 塩化水素：65 mg/m³ N 以下（乾きガス、O₂濃度 12%値）
- (5) 一酸化炭素：30 ppm 以下（乾きガス、O₂濃度 12%値、4時間平均値）
- (6) ダイオキシシン類：0.1 ng/m³ N（TEQ）以下（乾きガス、O₂濃度 12%値）

2. 排水（生活排水）

生活排水については、隣接する桑名広域清掃事業組合に設置する合併浄化槽において適正に処理し、さらに高度処理を行った後、沢地川に放流する。高度処理を行った後の数値は以下の通り。

- (1) BOD：10mg/l以下（最大 20mg/l以下）
- (2) COD：10mg/l以下（最大 20mg/l以下）
- (3) 全窒素：10mg/l以下（最大 20mg/l以下）
- (4) 全りん：1mg/l以下（最大 2mg/l以下）

3. 騒音基準値

各炉定格負荷時に敷地境界線で

- 昼：60 dB 以下(8～19時)
- 朝夕：55 dB 以下（6～8、19～22時）
- 夜：50 dB 以下（22～6時）

4. 振動基準値

各炉定格負荷時に敷地境界線で

- 昼：60 dB 以下（8～19時）
- 夜：50 dB 以下（19～8時）

5. 悪臭基準値

敷地境界線上で

- アンモニア：1ppm 以下
- メチルメルカプタン：0.002ppm 以下
- 硫化水素：0.02ppm 以下
- 硫化メチル：0.01ppm 以下
- 二硫化メチル：0.009ppm 以下
- トリメチルアミン：0.005ppm 以下

アセトアルデヒド：0.05ppm 以下
 スチレン：0.4ppm 以下
 ノルマル酪酸：0.001ppm 以下
 イソ吉草酸：0.001ppm 以下
 ノルマル吉草酸：0.0009ppm 以下
 プロピオン酸：0.03ppm 以下
 プロピオンアルデヒド：0.05ppm 以下
 ノルマルブチルアルデヒド：0.009ppm 以下
 イソブチルアルデヒド：0.02ppm 以下
 ノルマルバレルアルデヒド：0.009ppm 以下
 イソバレルアルデヒド：0.003ppm 以下
 酢酸エチル：3ppm 以下
 メチルイソブチルケトン：1ppm 以下
 トルエン：10ppm 以下
 キシレン：1ppm 以下
 イソブタノール：0.9ppm 以下

二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

排ガス濃度等測定計画

測定地点	測定項目	測定頻度
煙突測定口	ばいじん、SO _x 、NO _x 、塩化水素	年6回
	ダイオキシン類	年1回
煙突入口	CO、SO _x 、NO _x 、O ₂ 、ばいじん、塩化水素	連続測定
火炉(燃焼室)内及び火炉出口、 バグフィルター入口、煙突入口	温度	連続測定

三 その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

1. 受入の際の性状分析又は計量について
 計量機により、RDFの搬入量の計量を行い、適正な搬入量の把握に努める。
 また、受入の際の性状分析については、計量の際、搬入物の確認・指導を行い、適正なRDF質の確保に努める。
2. 定期点検、機能検査について
 毎年定期点検及び整備工事を行い、機能の保持に努める。毎年、維持管理報告書を作成し各機器の状況について取りまとめを行う。
3. 水質検査について
 プロセス排水は無放流のため、検査しない。生活排水は桑名広域清掃事業組合の管理する合併浄化槽で処理するので、直接検査する必要はない。

4. 緊急時の措置について

(1) プラント重故障時

中央制御室に重故障内容の表示を行うとともに、安全を確保するため、自動的に送風機等の運転を停止し、状況によっては、プラント全体の運転を停止する。

(2) 停電時

自動的に無停電電源装置及び非常用発電機が作動し、安全にプラントの運転を停止する。

(3) 地震発生時

二次災害を防止するため、バーナーには緊急停止ボタンを設け、また焼却炉の停止を出来る限り早めるため、ごみの供給、押込送風機、誘引通風機の停止は中央制御室から行えるものとする。

(4) 火災発生時

運転員が状況を確認し、プラントの自動緊急停止を行う。

なお、緊急連絡体制により、緊急時の指示命令系統の明確化を図る。

5. その他一般廃棄物処理施設の運転管理等に関すること

(1) 排ガス濃度、排ガス温度の常時測定・記録

自動排ガス濃度分析装置により、ばいじん・硫黄酸化物・塩化水素・窒素酸化物濃度、CO、O₂の連続自動測定を行い、排出濃度の適正管理に努め、測定直は連続記録する。バグフィルター出口の排ガス温度を連続測定し、測定値を連続記録する。

(2) 定期測定の厳守

定められた機関に委託し、下記の測定を定期的に行う。

- ・排ガス測定 ばいじん、SO_x、NO_x、塩化水素：年6回
ダイオキシン類：年1回

6. 記録は、記録毎に以下に定めた日までに閲覧に供することが可能な様に準備するものとする。

(1) 焼却した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量：翌月の末日

(2) 燃焼室中、バグフィルター入口の排ガス温度、及び排ガス中の一酸化炭素、上記5.(2)に定めた測定の、排ガスを採取した位置、排ガスを採取した年月日、当該測定の結果の得られた年月日、当該測定の結果：当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日：当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供する。

7. 運転人員 【省略】